

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部改正について

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例（平成12年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書及び各号を削る。

別表第1の4の項事務の欄中「審査」の次に「(6の項の審査を除く。)」を加え、同表中63の項を65の項とし、8の項から62の項までを2項ずつ繰り下げ、7の項を8の項とし、同項の次に次のように加える。

9	7の項の審査の際に行 う建築物省エネ法第 11条第1項の特定建 築物が建築物エネルギ ー消費性能基準に適合 していることの審査	中間検査を受 けた建築物の 建築物エネル ギー消費性能 基準適合性に 係る完了検査 申請等手数料	6の項に規定する金額
---	--	--	------------

別表第1の6の項事務の欄中「審査」の次に「(9の項の審査を除く。)」を加え、同項を同表7の項とし、同表5の項の次に次のように加える。

6	4の項の審査の際に行 う建築物のエネルギー 消費性能の向上に関す	建築物エネル ギー消費性能 基準適合性に	次の各号に掲げる建築物省エネ 法に基づく特定建築行為に該当す る床面積の合計の区分に応じ、そ
---	--	----------------------------	--

<p>る法律（以下この表において「建築物省エネ法」という。）第11条第1項の特定建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していることの審査</p>	<p>係る完了検査申請等手数料</p>	<p>れぞれ当該各号に定める金額</p> <p>(1) 300平方メートル未満のもの 6,000円</p> <p>(2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 10,000円</p> <p>(3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 23,000円</p> <p>(4) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 30,000円</p> <p>(5) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 34,000円</p> <p>(6) 25,000平方メートル以上のもの 37,000円</p>
--	---------------------	---

別表第8の2の項及び4の項中「登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関の発行する適合証」を「適合証又は設計住宅性能評価書」に改め、同表備考第1項中「登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関の発行する」を削り、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同表備考中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 設計住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいう。

別表第10中3の項を6の項とし、同表2の項金額の欄中「1の項」を「4の項」に改め、同項を同表5の項とし、同表1の項事務の欄中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）」を「建築物省エネ法」に改め、同項を同表4の項とし、同項の前に次のように加える。

1	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づき提出又は通知がされた建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料</p>	<p>次の各号に掲げる評価基準の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額</p> <p>(1) モデル建物法 次のアからカまでに掲げる評価対象面積の区分に応じ、それぞれアからカまでに定める額</p> <p>ア 300平方メートル未満 77,000円</p> <p>イ 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 129,000円</p> <p>ウ 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 209,000円</p> <p>エ 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 273,000円</p> <p>オ 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 328,000円</p> <p>カ 25,000平方メートル以上 385,000円</p> <p>(2) 標準入力法・主要室入力法 次のアからカまでに掲げる評価対象面積の区分に応じ、それぞれアからカまでに定める額</p> <p>ア 300平方メートル未満 201,000円</p>
---	--	-------------------------------	--

			<p>イ 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満 325,000 円</p> <p>ウ 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満 464,000 円</p> <p>エ 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満 572,000 円</p> <p>オ 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満 676,000 円</p> <p>カ 25,000 平方メートル以上 771,000 円</p>
2	建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づき提出又は通知がされた変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料	1の項に規定する金額の2分の1の額
3	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の変	建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微変更該当証明書交付申請手数料	1の項に規定する金額の2分の1の額

<p>更が軽微な変更に該当 していることを証する 書面の交付の申請に対 する審査</p>		
--	--	--

別表第10備考中第12項を第13項とし、第6項から第11項までを1項ずつ繰り下げ、同表備考第5項中「第8条第1号イ(1)」を「第10条第1号イ(1)」に改め、同項を同表備考第6項とし、同表備考第4項中「第8条第1号イ(2)」を「第10条第1号イ(2)」に改め、同項を同表備考第5項とし、同表備考第3項を同表備考第4項とし、同表備考第2項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関」を「建築物省エネ法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同項を同表備考第3項とし、同表備考第1項の次に次の1項を加える。

- 2 評価対象面積とは、建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分に係る床面積から、市長が指定する建築物の部分の床面積を除いたものをいう。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(提出理由)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の施行等に伴い、手数料の新設等をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。